

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市では、身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>1 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 身体障害者福祉法第十六条第一項又は第二項の身体障害者手帳の返還に関する事務 3 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第九条第一項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 4 身体障害者福祉法施行令第九条第二項若しくは第四項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 身体障害者福祉法施行令第十条第一項又は第三項の身体障害者手帳の再交付に関する事務</p>
③システムの名称	障がい者福祉・医療費助成システム(WebRings) 住民登録等オンラインシステム(MISALIO) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表20の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【提供の根拠規定】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、18、20、37、48、49、53、75、76、77、80、81、109、124、141、144、155の項 【情報照会の根拠】 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関**7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求**

請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 福祉部 障がい福祉課 障がい福祉グループ 0178-43-2111
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うことができる端末及びシステムの使用者登録は事務担当者に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、端末のログインにはID・パスワードに加えて静脈認証も要するほか、離席後一定時間で端末がロックされ再認証が必要になるなどのセキュリティ対策がなされている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システムふれあい 住民情報オンラインシステム(HARODS) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	障がい者福祉・医療費助成システムWebring 住民情報オンラインシステム(HARODS) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	山道 尚久	課長	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	自立支援グループ	障がい福祉グループ	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障がい者福祉・医療費助成システム (WebRings) 住民情報オンラインシステム(HARODS) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	障がい者福祉・医療費助成システム (WebRings) 住民登録等オンラインシステム(MISALIO) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成32年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成32年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報連携 法令上の根拠	【提供の根拠規定】 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第 21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30 条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第 55条、第59条の2	【提供の根拠規定】 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第 21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30 条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第 55条 (「第59条の2」削除)	事後	重点項目評価書の記載項目 のうち別表に定めるものについての変更だが、重要な変更 に当たらないものであるため、 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、 事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、 事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 11条	番号法第9条第1項 別表20の項	事後	他の项目的変更であり、 事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【提供の根拠規定】 ・番号法別表第二 10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の 2、57、79、85の2、106、108、116 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省 令第7号) 第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第 21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30 条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第 55条	【提供の根拠規定】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 14、18、20、37、48、49、53、75、76、77、80、 81、109、124、141、144、155の項 【情報照会の根拠】 なし	事後	他の项目的変更であり、 事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、 事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	他の项目的変更であり、 事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新設	人手を介在させる作業はない	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (当該対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 特定個人情報を取り扱うことができる端末及びシステムの使用者登録は事務担当者に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、端末のログインにはID・パスワードに加えて静脈認証も要するほか、離席後一定時間で端末がロックされ再認証が必要になるなどのセキュリティ対策がなされている。	事後	他の项目的変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない